

平成24年第3回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成24年3月29日（木） 午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長 森岡 謙二 委員 加藤 和宣 委員 齋藤 範行	委員 森下 淑子 委員 檜垣 昌子 教育長 伊与部 輝雄	
欠席委員	なし		
事務局職員	事務局次長 教育政策課長（教育未来館長） 教育改革担当副参事 学校支援課長 教育指導課長 スポーツ施策推進担当課長 中央図書館長	教育ビジョン推進・学校適正配置担当参事 学校適正配置担当課長 学校改築施設管理課長 学校地域連携担当課長 生涯学習・スポーツ振興課長 飛鳥山博物館長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	12号	東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	承認
2	13号	東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	承認
3	14号	東京都北区体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則	承認
4	15号	東京都北区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	承認
5	16号	東京都北区立教育相談所条例施行規則の一部を改正する規則	承認
6	17号	学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正	承認
7	18号	東京都北区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則	承認
8	19号	東京都北区立学校体育館のスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則	承認
9	20号	東京都北区立学校の校庭の夜間スポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則	承認
10	21号	旧東京都北区立西浮間小学校に係る教育財産の公用廃止について	承認
11	22号	旧東京都北区立新町中学校に係る教育財産の公用廃止について	承認
12	23号	東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について	承認

13	24号	東京都北区立幼稚園長の人事について	承認
----	-----	-------------------	----

日程	報告事項	報告内容	結果
14	6号	後援・共催事業に関する報告について	了承

平成24年第3回東京都北区教育委員臨時会会議録

平成24年3月29日(木) 13:30

森岡委員長

皆様、こんにちは。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成24年第3回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第12号議案「東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」及び日程第2、第13号議案「東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

森岡委員長

教育政策課長

教育政策課長

平成24年度から、教育委員会事務局学校適正配置担当部長を置くため、所要の規定の整備を行うものでございます。

また、学校適正配置担当部長を置くことにより、学校適正配置担当部長印が必要となりますので、これも所要の規定整備をするものでございます。

なお、この学校適正配置担当部長の公印でございますが、以前使っていたものを保管しておりましたので、これを使うことといたします。新規には、製作いたしません。

以上でございます。

森岡委員長

どうもありがとうございました。

本件について、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

森岡委員長

それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件について原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

森岡委員長

ご異議がないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第3、第14号議案「東京都北区体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

スポーツ施策推進担当課長

委員長

森岡委員長

スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策推進担当課長

第14号議案でございます。こちらは、東京都北区体育指導委員に関する規則の一部を改正する内容でございます。

こちらは、昨年8月に、スポーツ振興法が、スポーツ基本法に改められまして、それを受けたことにより体育指導委員の名称をスポーツ推進委員に改められたという内容を受けまして、委員の役割等も追加されたことも伴って、職務内容についても変更するものでございます。

3ページをごらんいただきますと、新旧対照表がございます。主な改正点でございますが、題名を東京都北区スポーツ推進委員に関する規則に改めてございます。

第1条は、体育指導委員について規定したスポーツ振興法第19条について、スポーツ推進委員について規定いたしましたスポーツ基本法の第32条に改めたものでございます。

また、第三条の職務につきまして、国のスポーツ基本計画や、北区のスポーツ推進計画（案）などの課題等も踏まえまして、地域スポーツという内容についてつけ加えてございます。

また、スポーツの振興から推進という内容に表記を変更してございます。それから、スポーツ基本法で新たに規定されました、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと、それを第三項として新たにつけ加えてございます。

説明は、以上でございます。

森岡委員長

ありがとうございました。

本件について、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

加藤委員

委員長

森岡委員長

加藤委員

加藤委員

地域スポーツという部分については、これは北区独自のものでしょうか。

スポーツ施策推進担当課長

委員長

森岡委員長

スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策推進担当課長

こちらにつきましては、北区として考えた中でも、現在の課題を踏まえたうえで、生涯スポーツだけではなく地域スポーツということを加えて改めさせていただいてございます。

加藤委員	ありがとうございます。
森岡委員長	ほかに、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。  (質疑・意見なし)
森岡委員長	それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件について原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。  (異議なし)
森岡委員長	ご異議がないと認め、本件については原案どおり承認することに決定いたします。 続きまして、次に、日程第4、第15号議案「東京都北区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題に供します。 事務局から説明をお願いいたします。
教育指導課長	委員長
森岡委員長	教育指導課長
教育指導課長	第15号議案、東京都北区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。 2月8日の教育委員会においてご説明申し上げましたけれども、北区では、家庭や地域と連携しての家庭学習習慣の定着と、確かな学力向上のための授業時数の確保を図ることをねらいとして、平成22年度から23年度、公立小・中学校において、都民の日と開校記念日を授業日としてまいりました。 また、今年度より振りかえを伴わない土曜授業を年間10回行うことといたしました。これによりまして、土曜授業を継続していくことを条件に、さらに授業時数の確保について、各学校で行事等の精選を進めるなどの工夫をしていくことによって、都民の日を他区と同様、休業日に戻しても授業時数の確保も可能となってまいりました。 そうした条件面が整いましたので、都民の日を休業日に戻すことにするものでございます。 この都民の日につきましては、北区以外には、土曜授業を区として実施していない1地区のみが、授業日としているだけでございますので、このたび、管理運営規則の一部を改正させていただき、都民の日の趣旨に照らして、改めて都民の日を休業日に戻させていただくものでございます。 また、区立幼稚園につきましては、授業時数の確保に関しては何ら問題はございませんし、小・中学校で都民の日・開校記念日とともに授業日とした22年度以降もそのまま休業日になっておりますので、今回改正の必要はございません。

なお、このことについては、保護者、地域の皆様方にも、教育委員会として改めてご案内申し上げ、周知徹底を図ってまいります。

資料の裏面の改正後、現行法をごらんいただければと思います。2. 休業日について、イ、ロ、ハ、ニまでは、変更ございません。ホといたしまして、都民の日条例の規定する日、これを改めて加えさせていただき、現行ホのものをへとして、その他東京都北区教育委員会が定める日とさせていただくものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

森岡委員長

どうもありがとうございました。  
本件について、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

齋藤委員

委員長

森岡委員長

齋藤委員

齋藤委員

教育指導課長が言われたように、やはり家庭・地域に徹底するということが大切だと思いますので、ある時期だけ、都民の日は休みじゃないよ、今度休みになったよということであれば、先ほど言われたようにPRをきちんとしていただければいいなと思います。  
以上です。

森岡委員長

ほかに、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

森岡委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件について原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

森岡委員長

ご異議がないと認め、本件については原案どおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第5、第16号議案「東京都北区立教育相談所条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。  
事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

委員長

森岡委員長

教育指導課長

教育指導課長	<p>それでは、第16号議案の東京都北区立教育相談所条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。恐れ入ります、16号議案の裏面の、改正後・現行の新旧対照表をごらんいただければと思います。</p> <p>教育相談所につきましては、これまでも土曜日につきましては、現行正午まで相談を受け付けるというふうな形をとってございました。今年度は、土曜日授業の導入もございまして、実質的には午後3時まで相談に対応してまいりました。このことにつきまして、改正後、上の段にございますように、月曜日から金曜日までと同様に午後4時30分までに、正式に変更させていただき、これによりまして、相談時間につきましては、月曜日から土曜日までの週6日間、午後4時30分までとさせていただくものでございます。</p> <p>よろしくご審議のほどお願いいたします。以上でございます。</p>
森岡委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本件について、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。</p>
檜垣委員	委員長
森岡委員長	檜垣委員
檜垣委員	<p>ちょっと質問なんですけれども、これまで土曜日の相談の件数ですとか、そういうのはどうだったんでしょうか。</p>
教育指導課長	委員長
森岡委員長	教育指導課長
教育指導課長	<p>実は、電話による相談の受付もしているのですけれども、今年度、3時まで対応させていただきましてけれども、ほとんどございませんでした。そこで、案内等にも午後も相談の受付はいたしますということで、周知はさせていただいたんですけれども、利用、活用の促進を図っていくこと、これをあわせて進めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
檜垣委員	ありがとうございました。
森岡委員長	<p>ほかに、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
森岡委員長	それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はない

ようですので、本件について、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

森岡委員長

ご異議がないと認め、本件については原案どおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第6、第17号議案「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正」を議題に供します。

教育指導課長

委員長

森岡委員長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、第17号議案でございます。恐れ入ります、ホッチキスどめの1枚をめくっていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

小・中学校の職員の出勤簿につきましては、これまでこの表の四角、「出」とございますけれども、このようなものがございまして、週休日または休日の出勤につきましては、この「出」の表示をすることとしてございました。今年度から、土曜授業が年間10回行われることとなりまして、土曜日授業の半日勤務分については、勤務時間条例の規定に基づき、勤務日であるところの平日に振りかえなければならないということで、主に長期休業中に振りかえを実施している状況でございます。

このことに伴いまして、今年度より半日勤務の頻繁な振りかえが必要となりましたけれども、現在のこの表示の仕方では、それが1日勤務なのか半日勤務なのか、出勤簿上の表示が明確になっていないため、勤務状況を判別しにくいという状況にございました。

そこで、今回、勤務及びその振りかえ状況をわかりやすくするために、規程を改正し、下の段の真ん中でございますが、四角で「半出」、それからめくっていただきまして、それに対応する休変の場合ですが、半日の休変の場合は、四角で「半振」というような表示を新たに付け加えさせていただくものでございます。

それぞれに、右に空欄がございますのは、実は1日の勤務時間、現在7時間45分でございます。これは同じ半日でございますけれども、4時間の場合と3時間45分の場合がございますので、この空欄の部分に、4または3.45という数字を記入することになります。

これによりまして、半日勤務の2回分を合わせて1日の休変というふうにする事ができますが、その際は、振りかえの合計が7時間45分になるようにしなければならないので、4時間と4時間という時間のものを組み合わせて1日振りかえとするということとはできないものですから、このような表示が必要になってまいります。

そういうことございまして、このような規定の改正をさせていただくものでございます。

そのほかについては、特に変更はございません。よろしくご審議のほどお願いいたし



ます。

以上でございます。

森岡委員長

ありがとうございました。

本件について、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

森岡委員長

ちょっと参考に聞かせてもらっていいですか。今までは判別しにくかったということでしたよね。どのようにして判別していたのでしょうか。

教育指導課長

委員長

森岡委員長

教育指導課長

教育指導課長

実は、鉛筆でこうちょっと書いていたり、そういうような形で、1日の休変にするときには間違いのないようにするというところでございます。

ただ、これ実質的に、副校長がこういうことをやっておりますので、このような表示にすることによって、メモをし忘れるとか、そういうことがなくなりますので、後で、その校務処理上、やりやすくなるということで、今回、先生方の声も聞きながら、本来はもっと早く改正すべきでしたが、改めまして次年度よりやらせていただくということでございます。

以上です。

森岡委員長

ほかに、ご質疑、またはご意見は、いいですね。

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

森岡委員長

ご異議がないと認め、本件については原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第7、第18号議案「東京都北区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則」から日程第9、第20号議案「東京都北区立学校の校庭の夜間におけるスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則」までを、一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

森岡委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

それでは、まず第18号議案、東京都北区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

1枚めくっていただきまして、1ページの説明欄をごらんいただきたいと存じます。平成24年4月1日から旧新町中学校体育館及び旧西浮間小学校体育館のスポーツ利用に関する暫定措置を廃止するため、この規則案を提出するものでございます。

めくっていただきまして、新旧対照表でございます。付則の第4項の、旧新町中・旧西浮間小の体育館のスポーツの利用の暫定利用の規定を削除するものでございます。

続きまして、第19号議案、東京都北区立学校体育館のスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則でございます。

1枚めくっていただきまして、1ページの説明欄でございます。平成24年4月1日から旧新町中学校体育館及び旧西浮間小学校体育館のスポーツ利用に関する暫定措置の廃止並びに十条富士見中学校体育館の位置の変更を行うために、この規則案を提出させていただきます。

めくっていただきまして、新旧対照表でございます。付則の第3項、これは、旧新町中・旧西浮間小の体育館の暫定利用の規定を削除するものでございます。別表第1につきましては、十条富士見中学校体育館の位置の変更をするものでございます。

続きまして、第20号議案でございます。東京都北区立学校の校庭の夜間におけるスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則でございます。

3ページをごらんいただきたいと存じます。説明欄、平成24年4月1日から、十条富士見中学校校庭の夜間におけるサッカー・ソフトボール及びテニス利用を開始し、明桜中学校の校庭——これは旧豊島北中の位置になりますが——の夜間におけるスポーツ利用を廃止するために、この規則案を提出するものでございます。

1枚めくっていただきまして、4ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

付則の第2項、現行のところ、明桜中学校の校庭、これを削除いたしまして、改正後のところ、十条富士見中学校の校庭を挿入するものでございます。

また、別表第1の現行のところ、明桜中の校庭のところを削除いたしまして、あと浮間中学校のところにつきましては、位置の表記をそろえたものでございます。それで、十条富士見中学校の校庭について新たに加えさせてもらうものでございます。

あと、別表第2につきましては、種別等の規定でございますけれども、新たに十条富士見中学校、サッカー・ソフトボール、テニスの、種別・時間・金額を定めさせていただいてございます。

また、別表第3につきましては、現行の明桜中学校の校庭の部分を削除いたしまして、浮間中、桐ヶ丘中のところにつきましては、これは表記を整える改正でございます。そして、十条富士見中学校の校庭の休場日、毎週水曜・日曜、これも指定させていただくものでございます。

お戻りいただきまして、3ページをごらんいただきたいと存じます。3ページの付則、施行期日でございます。

24年4月1日から施行いたします。

第2項の準備行為ということで、十条富士見中の校庭の使用申請その他使用のために

必要な準備行為は、この規則の施行の前においても行うことができる旨の準備行為、これについては公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

森岡委員長

どうもありがとうございました。

それでは、本件について、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

森下委員

委員長

森岡委員長

森下委員

森下委員

本件とは関係ないのですが、ちょっと単純な疑問を抱いているのですが、サッカーとソフトボールとテニスの利用ということなのですが、何か一般的には野球などは希望がないのか、それとも照明の関係で使えないのか、ちょっとそこらが疑問なのですけれども、教えてください。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

森岡委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長

夜間の校庭開放なので、照明の関係でボールが大きいサッカーが基本で、やや大きいソフトボールまでとなっています。野球については、やはりちょっと照度で、利用は難しいということで、貸し出しの対象になってございません。

森下委員

わかりました。ありがとうございます。

檜垣委員

委員長

森岡委員長

檜垣委員

檜垣委員

ちょっと参考にお伺いしたいのですが、5ページの改正後のところなのですが、別表第3の稲付中学校校庭のところの一番下の欄に休場日というところで、(二)(三)とありまして、「(省略)」となっていますね。これは、もう省略したもので、こうやって表記しておくものなのですか。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

森岡委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長	これは、改正の新旧対照表をつくる際に、必要ない部分については表記を省略しているという意味でございます。
檜垣委員	実際はあるわけですね。わかりました。
加藤委員	委員長
森岡委員長	加藤委員
加藤委員	この廃止によって、スポーツ利用を今までしていたところが、どこでかわりをするのか、ちょっとお聞きしたいのですが。
生涯学習・スポーツ振興課長	委員長
森岡委員長	生涯学習・スポーツ振興課長
生涯学習・スポーツ振興課長	いずれにしても、旧新町中・旧西浮間小については、暫定利用ということで廃止をさせていただいています。 旧新町中につきましては、今後、所管が移りまして、コミュニティ・アリーナということで、スポーツとか文化とか、さまざまな活動にできる施設に改修しましてオープンする予定でございます。 西浮間小学校につきましては、これを巣鴨学園のほうに貸し出しますので、その施設自体は廃止ということで、現在も新しい校舎、西浮小でも体育館の地区体育館としての利用に供していますので、そういった施設などに利用者が分かれていくというような状況ですけれども、依然としてスポーツができる施設については数のほうが限りがありますので、今後とも引き続き、既存施設の改修等も含めまして、スポーツができる環境に努めていきたいというふうに考えてございます。
加藤委員	ありがとうございます。ぜひ、そのように、スポーツ人口をふやして、健康づくりの一助としていただければありがたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。 以上です。
齋藤委員	委員長
森岡委員長	齋藤委員
齋藤委員	単純な質問なのですが、この5ページのところ、休場日とあるのですが、これ多分、

学校の都合によるのかもしれないのですが、これいろいろ曜日が違ってきますよね。これは皆さん、借り方とか徹底されているのでしょうか。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

森岡委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長

これにつきましては、学校の施設で、要は学校が使わない時間帯を、校庭については一般の方に貸し出すということで、この休場日の設定につきましては、学校さんの意見を聞いて定めているところで、ですから、学校によってちょっと曜日が異なっているというような状況になってございます。

齋藤委員

わかりました。

森岡委員長

ほかに、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

森岡委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件について原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

森岡委員長

ご異議がないと認め、本件については原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第10、第21号議案「旧東京都北区立西浮間小学校に係る教育財産の公用廃止について」及び日程第11、第22号議案「旧東京都北区立新町中学校に係る教育財産の公用廃止について」を一括して議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

学校改築施設管理課長

委員長

森岡委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

それでは、私のほうから、21号・22号議案、あわせてご説明をしたいと思います。先ほど、お話がありましたように、18号・19号議案にも関連する内容の教育財産の公用廃止の部分でございます。

まず、21号議案についてでございます。こちらにつきましては、旧東京都北区立西

浮間小学校に係ります教育財産の公用廃止でございます。廃止施設の敷地面積・建物面積については、1ページにお示しをしているところでございます。

説明欄をごらんいただければというふうに思っております。この旧西浮間小学校につきましては、校舎及び敷地の一部を総務部、あるいは浮間つぼみ保育園として多目的室の建物を子ども家庭部が、これまで管理をしてまいりました。このたび、先ほどお話がありましたように、同校の土地及び校舎等を巣鴨学園に貸し付けることになったため、教育財産の公用を廃止するものでございます。

詳しくは、裏面の地図でご説明をしたいと思います。2ページをごらんいただければと思います。

2ページの地図で、少し黒い灰色の網掛けになっている部分が、今回、総務部へ移管するものでございます。土地については、お示しの6, 804. 82平米、建物については1, 406. 39平米ということでございます。

なお、従前、放送大学に貸し付けておりました既存の校舎部分とそちらに係る土地の部分につきましては、既に平成21年12月1日に公用廃止を済ませているところでございます。

また、図でいきますと、左側の下のほうにちょっと細長い部分で、灰色の網掛けがない部分、こちらにつきましては、子ども家庭部がつぼみ保育園として利用している部分でございます。従前、建物部分、いわゆる多目的室だった部分については、23年3月31日をもって公用廃止をしているところでございますけれども、今回、全体として整理をするために、そちらの使用部分の土地、865. 72平米についても今回、公用廃止をするものでございます。

戻っていただきまして、1ページ、公用廃止日は、平成24年3月31日でございます。

続きまして、22号議案のご説明をしたいと思います。

こちらにつきましては、東京都北区立新町中学校に係る部分でございます。こちらについても、説明欄にございますとおり、こちらの旧新町中学校の体育館及び技術室等の部分及び土地については、教育委員会が管理を行ってまいりました。

このたび、先ほどご説明しましたように、コミュニティ・アリーナとして整備することになったため、地域振興部が当該の土地及び建物の管理運営を行うことになりました。それに伴います公用廃止でございます。

同じく、裏面の土地、図をごらんいただければと思います。

こちらにつきましても、ちょうど網掛け部分につきましては、既に公用廃止の手続が済んでおりまして、健康福祉部に移管済みでございます。

今回は、右側の網掛けがない部分、こちらについて地域振興部へ移管をするものでございまして、土地及び建物はお示しの面積でございます。

お戻りいただきまして、公用廃止日は同様でございます。平成24年3月31日でございます。

説明は、以上でございます。

森岡委員長

ありがとうございました。

	それでは、本件について、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。
齋藤委員	委員長
森岡委員長	齋藤委員
齋藤委員	21号議案なのですが、今度校舎を巣鴨学園に貸し付けるということで、所管も変わるわけですが、契約自体は年度ごとになると思うのですが、この巣鴨学園が借り受けをするという期間はどのくらいになるのでしょうか。
学校改築施設管理課長	委員長
森岡委員長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	所管のほうから聞いている利用期間でございますけれども、平成24年4月から平成26年8月というふうに伺っております。 ただ、それまでに準備行為などの作業のために、多分4月1日からということで、本格的な改修工事後については、8月ごろに移転及び子どもたちがそちらに来るのではないかと、所管のほうから聞いているところでございます。
齋藤委員	わかりました。ありがとうございました。 ほかに、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。  (質疑・意見なし)
森岡委員長	それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件について原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。  (異議なし)
森岡委員長	ご異議がないと認め、本件については原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第12、第23号議案「東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について」を議題に供します。 事務局から説明をお願いいたします。
教育政策課長	委員長
森岡委員長	教育政策課長

教育政策課長	平成24年度教育委員会事務局に所要の管理職を配置するため、お示しの者の発令を行うよう、区長に推薦を行うものでございます。
森岡委員長	本件について、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。  (質疑・意見なし)
森岡委員長	それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。  (異議なし)
森岡委員長	ご異議がないと認め、本件については原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第13、第24号議案「東京都北区立幼稚園長の人事について」を議題に供します。
教育指導課長	委員長
森岡委員長	教育指導課長
教育指導課長	恐れ入ります、1枚おめくりください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条の規定によりまして、区立幼稚園の園長につきまして、こちらにございますように、うめのき幼稚園長に大瀧浩之先生、たきさん幼稚園の園長に奈良部健治先生が発令されますよう、推薦させていただくものでございます。 なお、いずれの園長先生も小学校長兼務でございまして、大瀧先生は転入により新たに、奈良部先生は今年度より再任用となりますので、改めて推薦させていただくものでございます。 以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。
森岡委員長	ありがとうございました。 それでは、本件について、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。  (質疑・意見なし)
森岡委員長	それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。  (異議なし)



森岡委員長	<p>ご異議がないと認め、本件については原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、報告事項に移ります。日程第14、報告第6号、後援・共催事業に関する報告について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	委員長
森岡委員長	教育政策課長
教育政策課長	<p>後援・共催事業について、ご報告申し上げます。まず、名義使用承認報告でございます。</p> <p>1件目、2012 エコロジーキャンペーン北区、エコロジーキャンペーン実行委員会の主催で、4月29日、飛鳥山公園で実施されます。</p> <p>2件目、きたく子ども劇場鑑賞例会 平成24年度前期、きたく子ども劇場の主催で、4月29日から9月23日まで4回にわたり、滝野川会館 大ホールほかで、開催されます。</p> <p>3件目、きたく子ども劇場及び表現活動 平成24年度前期、同じく、きたく子ども劇場の主催によりまして、4月30日から7月1日まで3回にわたり、尾久の原公園ほかで実施されます。</p> <p>4件目、JOCスポーツアカデミー事業、公益財団法人日本オリンピック委員会の主催で、4月1日から来年3月31日までの間、味の素ナショナルトレーニングセンターで実施されます。</p> <p>5件目、第26回 現代日墨展、現代日墨画協会の主催で、6月19日から24日まで、北とぴあ 展示ホールで開催されます。</p> <p>6件目、平成24年度 北区民釣大会等事業、北区釣魚連合会の主催で、4月8日から10月28日まで6回にわたり、千葉県香取市ほかで実施されます。</p> <p>教育委員会における所管は、4番目のJOCスポーツアカデミー事業が教育指導課でございます。それ以外はすべて、生涯学習・スポーツ振興課でございます。</p> <p>事業実績報告につきましては、お示しのとおりでございます。</p>
森岡委員長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、本件について、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
森岡委員長	<p>ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。</p> <p>以上で、本日の日程すべてを終了いたしました。</p> <p>これもちまして、平成24年第3回教育委員会臨時会を閉会いたします。</p>